

令和 7 年 6 月 1 0 日招集

令和 7 年第 2 回薩摩川内市議会定例会

報 告

報 告 号 番 号	件 名	備 考
3	専決処分の承認を求めるについて (薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について)	
4	専決処分の承認を求めるについて (薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	
5	専決処分の承認を求めるについて (令和7年度薩摩川内市一般会計補正予算)	予算書は別冊
6	令和6年度薩摩川内市一般会計繰越明許費繰越計算書	
7	令和6年度薩摩川内市一般会計事故繰越し繰越計算書	
8	令和6年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	
9	令和6年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	
10	令和6年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計繰越明許費繰越計算書	
11	令和6年度薩摩川内市下水道事業会計継続費繰越計算書	
12	令和6年度薩摩川内市下水道事業会計予算繰越計算書	

報告第 3 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記の事項について専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 10 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（専決処分）

第 179 条 ……略……普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき……略……は、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。……略……

2 略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

専決第 3 号

薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市税条例の一部を改正する条例

薩摩川内市税条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 82 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が

4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 89 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 82 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 90 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第 10 条の 2 第 15 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改める。

附則第 10 条の 3 第 15 項を同条第 16 項とし、同条第 14 項を同条第 15 項

とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の4第1項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の薩摩川内市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専 決 処 分 す る 理 由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）等が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、軽自動車税種別割の税率区分の見直し及び大規模修繕工事が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置の適用を受けるための要件の見直しその他所要の規定の整備を早急に図る必要が生じたが、これについては、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（専決処分）

第 179 条 ……略……普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき……略……は、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。……略……

2 ～ 4 略

参 考

専決第 3 号 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について
(資 料)

1 改正の概要

(1) 軽自動車税について

ア 軽自動車税種別割の税率区分の見直し

2 輪の原動機付自転車のうち、総排気量が 1 2 5 c c 以下かつ最高出力が 4 . 0 k W (5 0 c c 相当) 以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を年額 2 , 0 0 0 円とすることとした。 【第 8 2 条及び第 8 9 条関係】

イ 道路交通法の一部改正により、運転免許証と個人番号カードの一体化が可能となったことに伴う規定の整備

身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免について、課税免除申請時の運転免許証の提示義務に係る規定の整備を行うこととした。

【第 9 0 条関係】

(2) 固定資産税について

ア 大規模修繕工事が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置について、当該措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該マンション管理組合の管理者等から必要書類が提出され、かつ、減額措置の要件に該当すると認められるときは、減額措置を適用することができることとした。 【附則第 1 0 条の 3 関係】

イ 令和 2 年 7 月豪雨によって住宅用地として使用することができなくなった被災住宅用地に係る課税標準の特例措置について、適用期限を 2 年延長することとした。 【附則第 1 0 条の 4 関係】

(3) その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

2 施行期日

(1) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。

(2) 固定資産税に関する経過措置

改正後の薩摩川内市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用することとした。

(3) 軽自動車税に関する経過措置

新条例第 8 2 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用することとした。

報告第 4 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記の事項について専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 10 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（専決処分）

第 179 条 ……略……普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき……略……は、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。……略……

2 略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

専決第 4 号

薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

薩摩川内市国民健康保険税条例（平成 17 年薩摩川内市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の薩摩川内市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専 決 処 分 す る 理 由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 1 1 9 号）が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ並びに低所得者に係る軽減の拡充を早急に図る必要が生じたが、これについては、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

参 照

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

（専決処分）

第 1 7 9 条 ……略……普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき……略……は、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。……略……

2 ～ 4 略

参 考

専決第 4 号 薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (資 料)

1 改正の概要

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 6 5 万円から 6 6 万円に引き上げることとした。 【第 2 条第 2 項及び第 2 3 条第 1 項関係】
- (2) 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 2 4 万円から 2 6 万円に引き上げることとした。 【第 2 条第 3 項及び第 2 3 条第 1 項関係】
- (3) 国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を 2 9 万 5, 0 0 0 円から 3 0 万 5, 0 0 0 円に、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を 5 4 万 5, 0 0 0 円から 5 6 万円に引き上げることとした。 【第 2 3 条第 1 項関係】

2 施行期日等

- (1) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。
- (2) 改正後の薩摩川内市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとした。

報告第 5 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記の事項について専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 10 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

令和 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（専決処分）

第 179 条 ……略……普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき……略……は、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。……略……

2 略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

令和6年度薩摩川内市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	田代ニュータウン共聴施設修繕事業	円 3,500,000	円 3,300,000	円	円	円	円	円 3,300,000
		遊休公共施設等増築及び改修助成事業	236,800,000	236,800,000	236,800,000				
		可愛地区コミュニティセンター整備事業	409,102,000	409,102,000			376,100,000		33,002,000
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	価格高騰対策住民税非課税世帯支援給付金事業	488,779,000	57,894,000		57,894,000			
	2 老 人 福 祉 費	特別養護老人ホーム鹿島園ボイラー更新事業	8,951,000	8,951,000	8,000,000				951,000
	3 児 童 福 祉 費	児童福祉施設整備事業	35,229,000	35,229,000		31,315,000			3,914,000
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	川内葬斎場やすらぎ苑火葬炉補修事業	4,791,000	4,791,000					4,791,000
6 農林水産業費	1 農 業 費	里定住センター重量シャッター開閉機等修繕事業	2,367,000	2,367,000					2,367,000
	3 農 業 土 木 費	農業用施設整備事業	30,000,000	3,200,000					3,200,000
		下甑地域農道防災対策事業	60,000,000	41,000,000			41,000,000		
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	12,161,000	12,161,000		12,161,000			
		湛水防除施設維持補修事業 (瀬越排水機場)	39,000,000	39,000,000			34,300,000		4,700,000
		湛水防除施設維持補修事業 (永田排水機場)	2,761,000	2,761,000			2,600,000		161,000
	5 水 産 業 費	水産物供給基盤機能保全事業 (片野浦漁港)	28,790,000	16,000,000		9,600,000	4,400,000		2,000,000
7 商 工 費	1 商 工 費	キャッシュレス決済による地域経済対策事業	250,000,000	250,000,000		100,000,000			150,000,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			円	円	円	円	円	円	円
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	道路維持補修事業	130,000,000	124,590,000					124,590,000
		一般道路整備事業	83,000,000	75,884,000		11,406,000	46,900,000		17,578,000
		エコパークかごしま周辺地域振興事業	68,451,000	60,672,000				60,672,000	
		橋梁維持補修事業	903,689,000	707,550,000	25,000	395,086,000	294,800,000		17,639,000
	3 河 川 費	河川管理事業	65,281,000	54,971,000			54,200,000		771,000
		河川維持補修事業	10,000,000	8,026,000	26,000		8,000,000		
	5 都 市 計 画 費	都市計画マスタープラン策定事業	4,400,000	2,800,000					2,800,000
		公開型GIS都市計画データ修正事業	1,262,000	1,262,000					1,262,000
		横馬場田崎線整備事業	80,848,000	27,331,000		13,109,000	10,800,000		3,422,000
		丸山自然公園乗用芝刈機購入事業	1,595,000	1,014,000					1,014,000
	6 住 宅 費	手打松下川住宅共用部分改善事業	20,000,000	20,000,000	20,000,000				
		危険住宅移転事業	5,311,000	5,311,000		3,982,000			1,329,000
9 消 防 費	1 消 防 費	消防資機材整備事業（予防指導車）	3,682,000	3,682,000					3,682,000
		避難所トイレ整備事業	3,000,000	3,000,000			3,000,000		
		避難所生活環境改善事業	57,638,000	57,638,000		28,765,000			28,873,000
		原子力防災屋内退避施設維持管理事業	1,026,000	1,026,000		1,026,000			
10 教 育 費	2 小 学 校 費	小学校プール循環ろ過装置更新事業	30,000,000	19,900,000					19,900,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	2 小 学 校 費	学校施設長寿命化対策事業 (祁答院小学校)	円 75,000,000	円 75,000,000	円	円 35,323,000	円 37,700,000	円	円 1,977,000
		3 中 学 校 費	平成中学校法面補強事業	25,000,000	25,000,000				25,000,000
	6 保 健 体 育 費	学校トイレ洋式化事業	26,092,000	26,092,000	26,092,000				
		樋脇B＆G海洋センター改修事業	13,581,000	11,757,000			11,100,000		657,000
		樋脇サンヘルスパーク補修事業	3,461,000	3,313,000					3,313,000
		給食センター統合事業	93,053,000	93,053,000		5,975,000	82,700,000		4,378,000
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	現年公共農林水産施設災害復旧事業 (林道)	39,038,000	36,267,000		7,835,000	300,000		28,132,000
		現年公共農林水産施設災害復旧事業 (農地・農業用施設)	200,000,000	179,830,000		176,441,000	2,700,000		689,000
		現年単独農林水産施設災害復旧事業 (農業施設)	4,000,000	3,800,000					3,800,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	現年公共土木災害復旧事業	467,854,000	330,888,000		218,430,000	109,000,000		3,458,000
		現年単独土木災害復旧事業	26,257,000	21,730,000					21,730,000
		過年公共土木災害復旧事業	100,000,000	100,000,000		80,000,000	18,000,000		2,000,000
	4 その他公用・ 公共施設災害 復 旧 費	鹿島公民館空調設備災害復旧事業	16,300,000	16,300,000			16,200,000		100,000
		旧増田家住宅災害復旧事業	15,224,000	15,224,000		7,612,000	7,600,000		12,000
		川内クリーンセンターテント倉庫膜張 替事業	9,971,000	6,171,000			6,100,000		71,000
		川内畜産センター屋根修繕事業	3,769,000	3,769,000					3,769,000
13 諸 支 出 金	2 公 営 企 業 費	水道料金減免対策事業（水道事業）	161,000,000	161,000,000		136,054,000			24,946,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
13 諸 支 出 金	2 公 営 企 業 費	水道料金減免対策事業 (簡易水道事業)	円 12,000,000	円 12,000,000	円	円 10,000,000	円	円	円 2,000,000
合 計			4,373,014,000	3,418,407,000	290,943,000	1,342,014,000	1,167,500,000	60,672,000	557,278,000

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

参 考

報告第 6 号

令和 6 年度薩摩川内市一般会計繰越明許費繰越計算書（資料）

（単位：円）

課 所	No.	事 業 名	繰 越 決 定 額	繰 越 理 由	完了（予定）日	備 考
財産マネジメント課	1	田代ニュータウン共聴施設修繕事業	3,300,000	早急な改修が必要なため3月に予算措置したことにより、年度内に完成できないため繰り越したものの。	R7. 4.16	
財産マネジメント課	2	遊休公共施設等増築及び改修助成事業	236,800,000	助成対象事業者の改修工事の進捗により、年度内の完成が見込めないため繰り越したものの。	R8. 3.31	
コミュニティ課	3	可愛地区コミュニティセンター整備事業	409,102,000	関係機関との協議に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したものの。	R7.10.31	
社会福祉課	4	価格高騰対策住民税非課税世帯支援給付金事業	57,894,000	国の補正予算関連事業として実施するもので、年度内に完了できないため繰り越したものの。	R7. 9.30	
高齢・介護福祉課	5	特別養護老人ホーム鹿島園ボイラー更新事業	8,951,000	機材の調達に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したものの。	R7. 4.18	
子育て支援課	6	児童福祉施設整備事業	35,229,000	関係機関との協議に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したものの。	R7.12.31	
環境課	7	川内葬斎場やすらぎ苑火葬炉補修事業	4,791,000	早急な改修が必要なため3月に補正予算措置したことにより、年度内に完成できないため繰り越したものの。	R7. 6.30	
農業政策課	8	里定住センター重量シャッター開閉機等修繕事業	2,367,000	早急な改修が必要なため3月に補正予算措置したことにより、年度内に完成できないため繰り越したものの。	R7. 9.30	
耕地林務水産課	9	農業用施設整備事業	3,200,000	公共事業の施工時期の平準化を目的とした15箇月執行予算のため繰り越したものの。	R7. 8.29	
耕地林務水産課	10	下甑地域農道防災対策事業	41,000,000	関係機関との協議に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したものの。	R7. 5.30	
耕地林務水産課	11	農業水路等長寿命化・防災減災事業	12,161,000	関係機関との協議に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したものの。	R7.10.31	

(単位：円)

課 所	No.	事 業 名	繰 越 決 定 額	繰 越 理 由	完了(予定)日	備 考
耕地林務水産課	12	湛水防除施設維持補修事業 (瀬越排水機場)	39,000,000	機材の調達に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R7. 5.30	
耕地林務水産課	13	湛水防除施設維持補修事業 (永田排水機場)	2,761,000	機材の調達に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R7. 5.30	
耕地林務水産課	14	水産物供給基盤機能保全事業 (片野浦漁港)	16,000,000	関係機関との協議に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R7. 10.31	
経済政策課	15	キャッシュレス決済による地域経済対策事業	250,000,000	国の補正予算関連事業として実施するもので、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R7. 9.30	
道路河川課	16	道路維持補修事業	124,590,000	公共事業の施工時期の平準化を目的とした15箇月執行予算のため繰り越したもの。	R7. 12.26	
道路河川課	17	一般道路整備事業	75,884,000	用地取得に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 2.27	
道路河川課	18	エコパークかごしま周辺地域振興事業	60,672,000	用地取得に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 2.27	
道路河川課	19	橋梁維持補修事業	707,550,000	関係機関との協議に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 2.27	
道路河川課	20	河川管理事業	54,971,000	関係機関との協議に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 2.27	
道路河川課	21	河川維持補修事業	8,026,000	用地取得に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 2.27	
都市整備課	22	都市計画マスタープラン策定事業	2,800,000	関係機関との協議に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R7. 6.30	
都市整備課	23	公開型GIS都市計画データ修正事業	1,262,000	関係機関との協議に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R7. 9.30	

(単位：円)

課 所	No.	事 業 名	繰 越 決 定 額	繰 越 理 由	完了(予定)日	備 考
道路河川課	24	横馬場田崎線整備事業	27,331,000	用地取得及び補償交渉に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したものの。	R8. 2.27	
都市整備課	25	丸山自然公園乗用芝刈機購入事業	1,014,000	機材の調達に不測の期間を要したことにより、年度内に納品されないため繰り越したものの。	R7. 11.28	
建築住宅課	26	手打松下川住宅共用部分改善事業	20,000,000	関係機関との協議に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したものの。	R7. 6.30	
建築住宅課	27	危険住宅移転事業	5,311,000	移転先の選定に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したものの。	R7. 8.31	
消防総務課	28	消防資機材整備事業 (予防指導車)	3,682,000	予防指導車の製造艱装に不測の期間を要したことにより、年度内に納品されないため繰り越したものの。	R7. 12.26	
防災安全課	29	避難所トイレ整備事業	3,000,000	工法等の検討に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したものの。	R7. 6.25	
防災安全課	30	避難所生活環境改善事業	57,638,000	国の補正予算関連事業として実施するもので、年度内に完了できないため繰り越したものの。	R8. 3.16	
防災安全課	31	原子力防災屋内退避施設維持管理 事業	1,026,000	国の補正予算関連事業として実施するもので、年度内に完了できないため繰り越したものの。	R7. 12.27	
教育総務課	32	小学校プール循環ろ過装置更新事業	19,900,000	資機材の調達に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したものの。	R7. 5.30	
教育総務課	33	学校施設長寿命化対策事業 (祁答院小学校)	75,000,000	工法等の検討に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したものの。	R7. 6.30	
教育総務課	34	平成中学校法面補強事業	25,000,000	工法等の検討に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したものの。	R7. 12.24	
教育総務課	35	学校トイレ洋式化事業	26,092,000	関係機関との協議や工法の検討に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したものの。	R7. 8.29	

(単位：円)

課 所	No.	事 業 名	繰 越 決 定 額	繰 越 理 由	完了(予定)日	備 考
経済政策課	36	樋脇B & G 海洋センター改修事業	11,757,000	機材の調達に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R7. 6.18	
経済政策課	37	樋脇サンヘルスパーク補修事業	3,313,000	機材の調達に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R7. 6.18	
教育総務課	38	給食センター統合事業	93,053,000	工法等の検討に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R7. 7.14	
耕地林務水産課	39	現年公共農林水産施設災害復旧事業(林道)	36,267,000	災害箇所の動態調査及び関係機関等との協議に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R7. 9.30	
耕地林務水産課	40	現年公共農林水産施設災害復旧事業(農地・農業用施設)	179,830,000	関係機関との協議に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 2.27	
耕地林務水産課	41	現年単独農林水産施設災害復旧事業(農業施設)	3,800,000	関係機関との協議に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R7. 7.31	
道路河川課	42	現年公共土木災害復旧事業	330,888,000	関係者との協議に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 3.31	
道路河川課	43	現年単独土木災害復旧事業	21,730,000	関係機関との協議に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 3.31	
道路河川課	44	過年公共土木災害復旧事業	100,000,000	被災区域内の被害が増大し、関係機関との協議に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 3.31	
社会教育課	45	鹿島公民館空調設備災害復旧事業	16,300,000	早急な復旧が必要なため12月に補正予算措置したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R7. 9.29	
社会教育課	46	旧増田家住宅災害復旧事業	15,224,000	早急な復旧が必要なため12月に補正予算措置したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R7.12.27	
環境課	47	川内クリーンセンターテント倉庫膜張替事業	6,171,000	関係機関との協議に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R7. 4.15	

(単位：円)

課 所	No.	事 業 名	繰 越 決 定 額	繰 越 理 由	完了（予定）日	備 考
畜産営農課	48	川内畜産センター屋根修繕事業	3,769,000	工法等の検討に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R7. 6.24	
経営管理課	49	水道料金減免対策事業 （水道事業）	161,000,000	国の補正予算関連事業として実施するもので、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R7. 7.31	
経営管理課	50	水道料金減免対策事業 （簡易水道事業）	12,000,000	国の補正予算関連事業として実施するもので、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R7. 7.31	

令和 6 年度薩摩川内市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源	
									国県支出金	地 方 債	そ の 他		
11	2	過年公共土木 災害復旧事業	円 163,337,000	円	円 163,337,000	円	円 163,337,000	円 29,300,000	円 130,669,000	円	円	円 3,368,000	被災区域内の被害が増大し、関係機関との協議に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したものの。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

参 考

報告第 7 号

令和 6 年度薩摩川内市一般会計事故繰越し繰越計算書（資料）

（単位：円）

課 所	No.	事 業 名	繰 越 決 定 額	繰 越 理 由	完了（予定）日	備 考
道 路 河 川 課	1	過年公共土木災害復旧事業	163,337,000	被災区域内の被害が増大し、関係機関との協議に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 3. 31	

令和 6 年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			円	円	円	円	円	円	円
1 事 業 費	1 事 業 費	天辰第一地区土地区画整理事業	14,064,000	13,570,000	8,459,000				5,111,000

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

参 考

令和 6 年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書（資料）

（単位：円）

課 所	事業名	繰 越 決 定 額	繰 越 理 由	完了（予定）日	備 考
都市整備課	天辰第一地区土地区画整理事業	13,570,000	換地処分業務について、出来形確認測量に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 3. 17	

令和 6 年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳			
					既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源
						国県支出金	地 方 債	
			円	円	円	円	円	円
1 事業費	1 事業費	天辰第二地区土地区画整理事業	254,407,000	188,796,000		59,255,000	52,200,000	77,341,000

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

参 考

令和 6 年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書（資料）

（単位：円）

課 所	事業名	繰 越 決 定 額	繰 越 理 由	完了（予定）日	備 考
都市整備課	天辰第二地区土地区画整理事業	188,796,000	電柱移転等及び建物移転補償に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したものの。	R8. 3. 17	

令和6年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	地方債	
			円	円	円	円	円	円
1 総務費	1 総務管理費	(仮) 上甕島診療所整備に伴う代替駐車場整備事業	2,093,000	2,093,000				2,093,000

令和7年6月10日提出

薩摩川内市長 田中良二

参 考

令和6年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計繰越明許費繰越計算書（資料）

（単位：円）

課 所	事業名	繰越決定額	繰越理由	完了（予定）日	備考
市民健康課	(仮) 上甕島診療所整備に伴う代替 駐車場整備事業	2,093,000	関係機関との協議に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R7. 5. 9	

令和6年度薩摩川内市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額	令和6年度継続費予算現額			支払義務発生額	残額	翌年度通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳				翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度通次繰越額	計				国県補助金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金	
1 公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費	宮里浄化センター水処理施設更新事業	円 591,083,000	円 438,182,000	円 97,901,000	円 536,083,000	円 258,083,000	円 278,000,000	円 278,000,000	円 152,900,000	円 125,100,000	円	円	円
		向田ポンプ場ゲート設備整備事業	297,000,000	85,600,000		85,600,000		85,600,000	85,600,000	42,800,000	42,800,000			
合 計			888,083,000	523,782,000	97,901,000	621,683,000	258,083,000	363,600,000	363,600,000	195,700,000	167,900,000			

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

令和6年度薩摩川内市下水道事業会計継続費繰越計算書（資料）

（単位：円）

課 所	事業名	繰越決定額	繰越理由	完了（予定）日	備考
下水道室	宮里浄化センター水処理施設更新事業	278,000,000	工程等の見直しに不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R 7 . 9 . 3 0	
	向田ポンプ場ゲート設備整備事業	85,600,000	工程等の見直しに不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R 7 . 9 . 3 0	

令和 6 年度薩摩川内市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事 業 名	予算計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						国県補助金	企 業 債	繰 越 工 事 資 金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
1 公共下 水道事 業資本 的支出	1 建 設 改良費	川内地区公 共下水道整 備事業	円 142,705,000	円	円 142,705,000	円 37,035,000	円 98,000,000	円 6,389,000	円 1,281,000	円	円	工程等の見直しに不測 の期間を要したことによ り、年度内に完成できな いため繰り越したもの。 完了（予定）日 令和 7 年 9 月 3 0 日

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二